

『興福寺奏狀』宗教彈圧文書否定説

城 福 雅 伸

はじめに

定説では『興福寺奏狀』とは法然とその専修念仏の弾圧、抹殺を朝廷に要請した宗教弾圧文書と理解されて来た。しかし筆者はそうとは考え難いので先年『興福寺奏狀』についての「一考察」を世に問うた。これに対し安達俊英氏から批判と疑問の提起があった。そこで安達氏の提起に対して別稿『法然上人研究』(第四号所載)で答えた。本小稿は、それを補足し、かつ筆者の説をさらに明確化せんとするものである。

一

まず『奏狀』を宗教弾圧文書とすると様々な問題が出る。

定説はこれらを黙殺している。法然を実際に罪科に問い、専修念仏思想や教団を屠りたいのなら、出来る限り法然を悪人に仕立て、法然が破戒を勧め扇動する等の問題の張本人であるとし、かつ専修念仏は危険思想であると論証するはずであ

る。ところがあろうことか『奏狀』は「上人者智者也、自定無謗法心」^一歟。但門弟之中其実難知、至愚人者其惡不^レ少^二と法然は智者であり、謗法の意図はないであろうが門下が悪いと言う。この文言は宣下の問題には「門下の淺智よりおこりてかへりて源空が本懷にそむく」とあったのと同旨といえる。興福寺衆徒はこの宣下の文言では法然に責任がない意味になると抗議していた。『奏狀』が法然の処罰を眼目として要請するのなら、この様な文言は書かない。思想面が問題ならなおさら法然を智者や上人と書かない。実際、興福寺衆徒は宣下で仏教の怨敵たる法然を智と徳を兼ねた僧の称である上人と呼ぶのは不当としている。しかし『奏狀』は法然をして智者・上人とし衆徒と真に向から法然觀が対立しているのである。さらに「上人之詞皆有表裏、不^レ知中心、勿^レ拘^二外聞^一」と門下が事実上法然の言葉を無視している事を匂わしているが、法然を罰したいならこの様な事も書かない。さらに専修念仏者にも持戒の人がいると持戒堅固の法然を暗示さ

せる記述さえある。これらの記述を総合すると騒動はどうやら門弟が原因で悪いという認識を『奏狀』の受取手に生じさせる。法然や専修念仏そのものを敵視し抹殺しようという宗教彈圧文書ならこういう書き方はしない。

二

定説は『奏狀』は専修念仏思想を弾圧、抹殺しようとしているというのが疑問である。思想の相違や解釈は批判はするが、その思想をその思想的に停止せよとは読めない。『奏狀』において教義問題を全面的に押し出し、その思想故に専修念仏思想は危険で禁遏すべきであると論証する部分はない。結論的に言えば『奏狀』が大きく問題視しているのは価値の逆転による布教である。価値の逆転とは善行を悪行の様に位置づけ、或いは故意の破戒を奨励する等の行為である。これが現れるのは二・四・五・六・八の各条である。

第二条は「新像を因する失」であるが、実は当該条項は「新像を因する失」ではなく、摂取不捨曼陀羅を用い諸善を修することを悔いさせるといふ善を惡のように思わせる布教方法を問題視していることに注意が必要である。

第四条は、一仏の名号に執著し、すべてを否定し、これを自分の修行でとどめず国全体に誡め、余行を棄てるのみならず輕賤している事から非常識な事が起こっているとする。

これも聖道門的宗教価値を黙殺し放棄する事を問題視しているのではなく、善行を悪行であると価値を逆転させている事を問題視しているのである。具体的には「云々説法華經之者墮地獄」^上「云々受持法華淨土業因者、是謗大乘人也」^上という主張を例に挙げるが、いずれも從來から善行とされてきた『法華經』の読誦や受持を謗法や地獄に墮ちる因たる惡逆行為であると価値を逆転させている事がわかる。さらに堂塔の建立、尊像の造図等を「土の如く、沙の如く」笑う事を挙げるが、これも諸善の放棄や無価値性を説いた問題ではなく、諸善を土や砂の様に嘲笑するという積極的侮蔑行為、つまり価値の逆転である。この様に從來善とされてきた事が悪行や侮蔑すべきものであると聞いて人々は修善を悔い善を廢するが、この様な価値の逆転を説き人々の善行を妨げる布教方法は問題であるとしているのである。

第五条は、専修念仏者は「若恃神明・必墮魔界」^上と放言するが、これをやめよというのである。定説はこれを神祇不拜の問題とするが誤りである。神祇不拜と神を恃むと必ず魔界に墮ちるといふのとでは意味が全く違う。ここでも神祇の黙殺よりも、神を恃めば必ず魔界に墮ちると価値を逆転させている暴言を問題視しているのである。

第六条は前半は思想面の記述があるが、結局「但如此評定、自本不好」とする。つまり諸善・余行を放棄する専修

念仏のあり方は賛同しかねるが、それを云々する事は好まないと述べているのである。この事から思想問題の所論が『奏状』の眼目ではないであろう事が窺える。もし思想面が問題なら、このような評定こそ好まねばならぬ。では何故訴えに及んだかといえは「専修党類、謬以井蛙之智、猥斥海亀之徳之間、默而難止、遂及天奏」という。つまり専修念仏者が井蛙の智を以て有智者の振る舞いをし徳行を排斥しているので看過し難く天奏に及んだというのである。従って、これも単なる諸善・余行の放棄ではなく先に述べたような善惡の価値の逆転に類する問題である。この条の内容を裏返せば思想面で賛同出来なくとも徳行の排斥行為等という實際行為がなければ「黙して」天奏に及ばなかったであろう事が窺われ貞慶が思想面を主たる問題にしていな事が推知される。

第八条は、定説では専修念仏者の破戒を問題視した箇所とされて来たが誤りである。これもすでに以前の拙稿で指摘した。つまり『奏状』は「但末世沙門無戒破戒、自他所許」と末法の世の沙門が破戒無戒である事は当然であるとし「今所嘆者全非其儀」と破戒・無戒の問題を嘆いているのではないと明言している。従って貞慶が破戒無戒を問題視したという定説は完全な誤りである。貞慶が問題視しているのは破戒無戒ではなく「破戒為宗」という事である。「破戒為宗」とは破戒を目的としたり、破戒自体に宗教的価値を置く

事であるから、いわば故意の破戒や破戒の奨励である。殺生戒や偷盜戒等を故意に破るといふ非常識な事を奨励するならその危険性は想像に余りある。悪くすると殺人や窃盜等の奨励・扇動にさえなりかねない。仏教はむろん社会の破滅になる。したがって「仏法滅縁無大於此」と嘆き「奏聞之趣專在此等歟」と奏聞の目的は専らここにあると明記してあるのである。したがって、この「破戒を宗となす」行為や布教の禁遏こそ訴えの主目的であり眼目である事は明白であり事実そう明記してある。事の重大性、深刻性から鑑みても第八条の問題が最重要課題であることは容易に理解できる。ところが安達俊英氏は氏の論文「法然淨土教に対する批判と戒」においてこの私の説に反対され、『奏状』の九ヶ条は、基本的には何かを要請するのではないとされ、また第八条にのみ訴えの目的があるのではないとされた。しかし氏が氏自らの所論をたてられる時「第八条末尾で「奏聞の趣、専らこれらにあるか」と述べて、破戒を宗とする言動の取締りを全面に出して要請するのは」（八頁）と、一転して氏が私に対しては有り得ない解釈とされた「全面に出して、取締りを要請」しているという解釈をされるという矛盾を出されている。この事こそ第八条にある「破戒を宗となす」事の禁遏こそが『奏状』の要請する最重要課題である事を氏自ら確認されているに他ならず、私の所論の正当なる事を事実上認められて

いる論理になっている。法本が朝廷から問題視され、法然からも破門されたのも「故勸十戒教毀化之業」（『三長記』）と故意の破戒を勧めたからである。つまり「破戒を宗となす」事を貞慶のみならず貴族や法然も問題視したという事に他ならない。法然が彼を破門したのは教団への弾圧回避の方便なのではなく、法本が専修念仏とは乖離した非常識な説を専修念仏の名を語り主張した事が法然に発覚したからであると見られる。故意の破戒を奨励する事に對する法然と貞慶との問題意識は同じであったと見られるのである。

次に他の条であるが第一条は教判と事務手続きの問題でさして問題ではない。しかも新宗を立てるには勅許を得るべきだという記述があるが、これは勅許得られればよいという意味に通じる。問題のある思想なら勅許も何もないはずでこう言い方自体をしない。第三条は仏教徒である以上釈尊を尊重すべきと言うに過ぎず、さして問題ではない。第七条は念仏の教義論に見えるが思想彈圧の根拠を論じるものになってない。ここは最後の「互求云通勿好乖諍」につぎる。専修念仏思想がもし抹殺すべき程の思想なら、その専修念仏と旧仏教との互いが会通を求め乖諍するなどは書かない。

以上のように『奏狀』は「破戒を宗となす」ことや善を惡の様に倒置し布教すると言った非常識極まり無い主張や行為の禁遏を眼目として要請しているのであり、専修念仏思想や

教団の抹殺や法然の処罰が眼目ではない。安達氏は、これらの行為の背後には専修念仏思想があるとされるが、以上述べて来たような非常識な行為の背後にあるのは、善行を惡行のように位置づけたり、あるいは「破戒を宗となす」という非常識な思想に他ならず、これはもはや専修念仏思想ではない。むしろ仏教思想ではない。

さらに第九条であるが、定説は『奏狀』は國家と仏教の輔翼や相依論から鎮護國家を旨としない専修念仏思想の彈圧を企図したとする。そしてこの根拠を第九条の「仏法王法猶如二身心一、互見其安否（三）、宜知彼盛衰」という文に求める。しかし、この文を王法（四）・佛法の相依・輔翼論と読むのは誤りである。身心の關係から互いに安否を見て盛衰を知れという文言と後続の連文からこれは安危共同の所論によっている。つまり王法と佛法が盛衰の状況を同じくするという意味で、故に相手を見れば自らの状況がわかるという意味である。もしこれを定説の如く王法佛法の相依・輔翼論等の鎮護國家論と読むなら当該文言自体解釈出来なくなる。そもそも「専修要行尤盛」であるのを王化中興の時とする事と矛盾する。抹殺しなくてはならぬ程の専修念仏ならばなおさらである。さらに専修念仏を彈圧・抹殺したいなら「所願、只諸宗与念仏（五）宛如乳水」と諸宗と念仏とが乳水の様にあつてほしいと説くはずがない。また諸宗が念仏を信じて異心が無いが専

修が諸宗を嫌い進退きわまっているというのはどう解釈するのか。これらで言う念仏とは前後から専修念仏を含む事は明白である。つまり第九条は専修念仏者が諸宗と物理的並存を拒む姿勢を問題視しているものであり、そうであれば諸宗は滅びなくてはならないという問題である。したがって八宗と物理的並存を認めるように姿勢を改めて欲しいというのである。なお国家と仏教の関係を安危共同論で論じたのは他に類を見ない貞慶の斬新で独創的な所論であり注目すべき事を指摘しておく。

結 論

以上のように『奏状』が事実上禁遏を要請しているのは、故意の破戒や破戒を宗教的に価値づけ奨励したり、これに類する善行を悪行のように位置づける過激な布教である。従って『奏状』で言う条々の過失の停止や宗義の糾改とは、これらの停止、糾改である事は明白である。そして第八条で「奏聞の趣、専ら此らにあるか」とさえ述べられた破戒を宗となす行為や扇動の禁遏を訴えの眼目と見るのが妥当であり、問題の深刻性や法然の『七箇条制誡』の内容や法本の破門から考えても理解される。たとえ、その行為の背後にある思想が問題であるとしても、その思想とは、善行を悪行の様に価値付け、故意の破戒を勧め、破戒に宗教的価値を付加するとい

う非常識な過激思想に他ならず、すでに法然の専修念仏思想とは全く別物である。故にこれらの行為やたとえ背後にある思想を禁遏しても専修念仏の停止にも弾圧にもならない。また定説は国家と仏教の關係と言えば相依・輔翼論等と観念的に捉え、『奏状』が安危共同論によっている事を読み誤り、ために『奏状』理解に混乱を招いて来た。この様に『奏状』が眼目としたのは法然や専修念仏思想の弾圧・抹殺ではなく、専修念仏とは思想的にも別物である破戒を奨励し善行を悪行と逆転させるなどの非常識な行為・布教の禁遏要請である。従って『奏状』は定説の言うような専修念仏思想や教団への弾圧を要請する宗教弾圧文書ではなく、故意の破戒の勧めや善悪の逆転など仏教の破滅にさえないかねない非常識な行為や布教の禁遏要請文書なのである。

※『奏状』のテキストは『鎌倉旧仏教』本を主とし『仏全』本でこれを補った。主なものは次の如くである。

- 1 自他所談↓自他所許
- 2 見□□否↑見其安否

〈キーワード〉『興福寺奏状』、専修念仏、貞慶、法然、宗教弾圧
(龍谷大学非常勤講師)